

船橋市都市計画公聴会運営基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市都市計画公聴会規則（昭和47年船橋市規則第38号。以下「規則」という。）に基づく船橋市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公聴会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条「公聴会の開催等」に基づき、都市計画の案を作成しようとする場合において、住民の意見を反映させるために、開催するものである。

(公聴会の対象)

第3条 公聴会は、次に掲げる軽易な変更に係るものと認められる場合を除き、開催する。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第14条に規定する都市計画の軽易な変更該当するもの。
- (2) 法令の制定、改廃又は都市計画区域の変更に伴い都市計画を変更する場合であって、実質的な内容の変更を伴わないと認められるもの。
- (3) その他市長が認めるもの。

(開催の周知)

第4条 公聴会の開催については、規則第2条各項の規定に基づく公告のほか、広報ふなばし及び船橋市ホームページに掲載し、周知する。

2 公聴会を中止する場合も、同様の措置を講じる。

(公述の申出)

第5条 公述の申出は、規則第3条の規定に基づき行う。

2 前項の規定に基づく公述の申出に係る書面は、期限内（郵送の場合、当日消印は有効とする）に、提出されたものを有効とする。

3 意見の要旨は、当該都市計画案に関するものを有効とする。

(公述人の選定等)

第6条 公述人の選定は、規則第4条第1項の規定に基づき行う。

2 前項の規定に基づく公述人の選定にあたっては、公述申出人のうち、次に掲げる事項を考慮して選定する。

- (1) 意見の要旨の公共・公益性
- (2) 意見にかかわる地域
- (3) 意見の要旨の類似性

3 公述人には、前項に定めるもののほか、規則第4条第2項に定める者を選定することができる。

4 公述人を選定したときは、規則第4条第3項の規定に基づき通知する。

(議長)

第7条 議長の指名は、規則第5条の規定に基づき行う。

(公述人の陳述等)

第8条 公述人の陳述の時間を制限する場合は、1人10分とする。

2 公述人数は、公聴会の開催時間、公述時間等により適切な人数とする。

3 公述人の陳述は、規則第6条各項の規定に基づき行う。

(書面による意見の提示)

第9条 公述人は、やむを得ない理由により公聴会において陳述できないときは、規則第7条各項の規定に基づき、文書で意見を提示することができる。

(傍聴人の入場制限等)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、規則第8条の規定に基づく処置をとることができる。

(会議録の作成等)

第11条 公聴会の会議録の作成は、規則第9条各項の規定に基づき行う。

(公述に対する見解の公表)

第12条 公述に対する見解の公表は、規則第10条の規定に基づき行う。

2 前項の規定に基づく公表を行う場合は、公聴会で公述された意見の要旨及びその意見に対する市の考え方を船橋市ホームページに掲載するものとする。

附 則

この基準は、令和5年5月12日から施行する。